

# 大津市企業局週休2日取組指定型工事実施要領〈上下水道・ガス工事版〉

## 1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において週休2日の取組を指定する工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

## 2. 概要

発注者が、週休2日の取組を指定する「週休2日取組指定型工事」を実施し、週休2日に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算するとともに、週休2日の取得に要する費用を計上する。

- ◆毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。）
- ◆「週休2日取組指定型工事」の適用は、発注者が事前に特記仕様書により明示する。
- ◆工事成績評定において評価する。
- ◆週休2日の取得に要する費用を計上する。
- ◆対象工事は、大津市企業局が発注する全ての上下水道・ガス工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、小額工事や現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。
- ◆発注方式は次のいずれかによる。
  - ①発注者指定方式（達成100%指定型）  
発注者が、週休2日達成100%に取り組むことを指定するタイプ
  - ②発注者指定方式（達成100%トライ型）  
発注者が、週休2日に取り組むことを指定するタイプ

## 3. 定義

- ・「完全週休2日（以下「週休2日」という。）」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- ・「現場閉所」の定義は、「本社、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。
  - （1）次に該当する期間を含む週単位の期間とする。
    - ①契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）

- ②工期の終期日から20日前または工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間
- ③工場製作のみの期間
- ④工事全体を一時中止している期間
- ⑤夏季休暇（3日）、年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)

(2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

- ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
- ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

・現場閉所率は下記による。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{休暇日において現場閉所を行った日数}}{\text{対象期間の週数} \times 7}$$

- ・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始(6日間)および夏季休暇(3日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等 雨量10mm/日程度)による不稼動日とする。
- ・工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。
- ・対象工期の考え方は、別表-3によるものとする。

#### 4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休暇日を明示した週休2日取得計画・実績表（以下「計画・実績表」という。）（別紙-1）を作成した上で、監督職員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。計画・実績表により確認できない場合は、計画・実績表を再提出、再協議により確認する。
- ・計画・実績表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。

- ・週休2日の実施状況は、受発注者の両者で、計画・実績表により4週毎に確認する。受注者は監督職員が計画・実績表の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間の計算から控除しない。
- ・監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

### (3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

## 5. 評価

- ・実施状況に応じて、工事成績評定により評価を行う。
- ・受注者は、計画・実績表により実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認の上、発注者が工事成績評定の評価内容および必要となる費用の計上に関して決定する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。
- ・履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の評価は行わない。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、評価の対象期間の計算から控除しない。

### 工事成績評定（2 施工状況 工程管理）

#### ●評価対象項目

- ・工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- ・現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。

#### ●判断基準

判断結果入力	評価
週休2日が100%以上の週で達成できた	a 評価
週休2日が100%未満の週にとどまった	通常評価

※週休2日が100%の週で達成できた場合において、他の事項で著しく低く評価する内容が確認されている場合は、a 評価としないことができる。

※受注者の責によらず施設要望や工程の管理等の理由で週休2日が100%未満の週にとどまったことを監督職員が確認した場合は、休日の確保に向けた取り組み姿勢に応じて加点評価を行う。

## 6. 費用（積算方法等）

週休2日の取得に要する費用は、次の（1）から（3）までによる。

## (1) 補正係数

次の①から③までの週休2日の実施状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乘じるものとする。なお、土木工事標準単価については、別表-1 週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数による補正単価を使用することとし、市場単価（土木コスト情報及び土木施工単価を根拠とする施工単価）については、別表-2 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数による補正単価を使用することとする。

ただし、労務費分、機械経費分が明らかとなっていない見積による施工単価については、補正の対象としない。

また、以下について補正の対象としない。

- ・土木工事：工場製作工に該当する体系
- ・電気通信工事：工場製作工、機器単体費に該当する体系
- ・機械設備工事：労務費、工場製作工に該当する体系

### ① 4週8休以上

【現場閉所率28.5%以上（週休2日達成100%相当）】

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

現場閉所率(4週のうち4週が週休2日) $(4 \times 2) / (4 \times 7) = 28.5\%$ $100\% = 4週 / 4週$
--

### ② 4週7休以上 4週8休未満

【現場閉所率25%以上28.5%未満（週休2日達成75%相当）】

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

現場閉所率(4週のうち3週が週休2日、1週は週休1日) $((3 \times 2) + (1 \times 1)) / (4 \times 7) = 25\%$ $75\% = 3週 / 4週$
--

### ③ 4週6休以上 4週7休未満

【現場閉所率21.4%以上25%未満（週休2日達成50%相当）】

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

現場閉所率(4週のうち2週は週休2日、2週は週休1日) $((2 \times 2) + (2 \times 1)) / (4 \times 7) = 21.4\%$ $50\% = 2週 / 4週$
--

## (2) 補正方法

### ① 発注者指定方式（達成100%指定型）

当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たないものは、大津市建設工事請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。その際、現場閉所率が21.4%以上であっても、6(1)の補正は考慮しない。

②発注者指定方式（達成100%トライ型）

当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

週休2日達成100%が見込まれない場合は、週休2日の実施状況を確認し、現場閉所率に応じた補正係数へ変更を行い、大津市建設工事請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

(3) 対象工事である旨等の明示

週休2日に取り組む工事の対象とし、週休2日の達成状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

○ 発注者指定方式（達成100%指定型）の場合の記載例

本工事は、発注者が週休2日達成100%に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%指定型）工事である。費用の計上に当たっては、大津市企業局週休2日取組指定型工事実施要領〈上下水道・ガス工事版〉により行う（当初予定価格から、週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乗じている）。

受注者は休暇日を明示した計画・実績表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

また、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たない場合は、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

○ 発注者指定方式（達成100%トライ型）の場合の記載例

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%トライ型）工事である。費用の計上に当たっては、大津市企業局週休2日取組指定型工事実施要領〈上下水道・ガス工事版〉により行う（当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乗じている）。

受注者は休暇日を明示した計画・実績表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

また、週休2日達成100%が見込まれない場合は、週休2日の実施状況を確認して、現場閉所率に応じた補正係数へ変更し、請負代金額を減額変更するものとする。

## 7. 着手前の確認事項等

週休2日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

- ①受注者は、休暇日を明示した計画・実績表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。
- ②「計画・実績表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

## 8. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第1月曜日までの現場閉所日実績を計画・実績表により報告をする。発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された計画・実績表等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

### (1) 工事実施期間中

#### ①休暇日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、計画・実績表により概ね1ヶ月単位(履行報告と同時期等)で確認する。受注者は監督職員が計画・実績表の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

#### ②確認資料の作成

受注者は計画・実績表へ平日に天候(降雨、降雪等)により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

#### ③天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。

監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限とする。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

### (2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、計画・実績表により受発注者で確認する。

## 9. 不履行に対する措置

- ・ 施工計画書に記載した計画・実績表が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示（指示書）に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

## 10. その他

- ・ この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。
- ・ 舗装本復旧工事については、大津市企業局週休2日取組指定型工事実施要領（舗装本復旧工事版）によるものとする。
- ・ 営繕工事については、大津市企業局週休2日取組促進型工事（営繕工事版）実施要領によるものとする。

## 11. 付則

付則

1. この要領は、令和6年7月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

【大津市企業局企業総務部工事監理課】

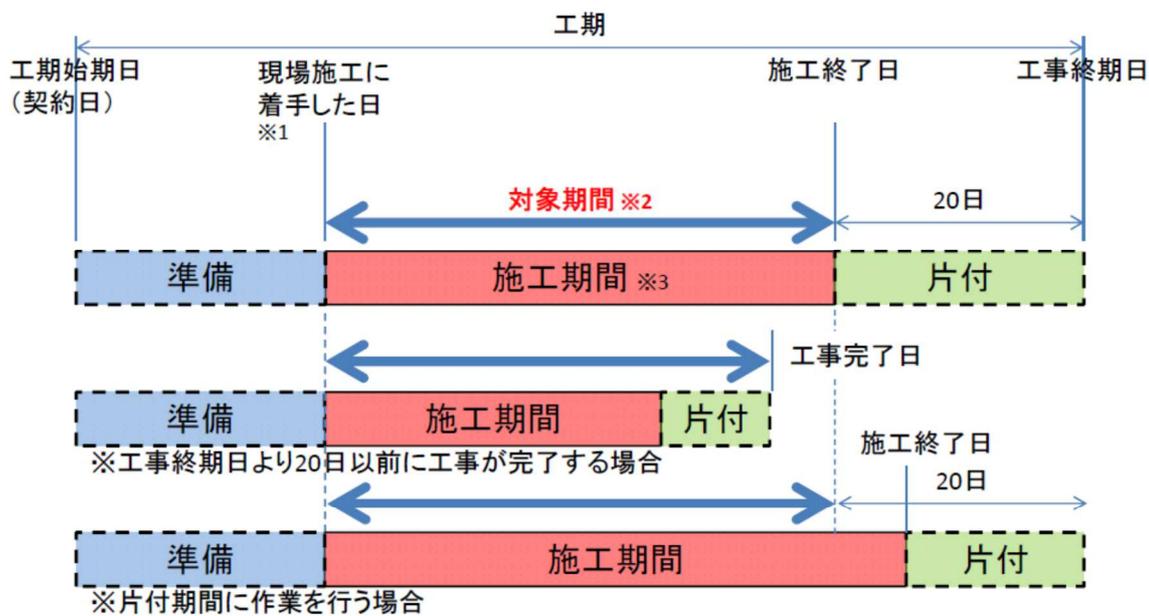
別表－1 週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数

工種名	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.01	1.03	1.04

別表－２ 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数

工種名	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

【対象工期の考え方】



- ※1 現場施工に着手した日現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始した日
- ※2 対象期間が1週間未満の工事は費用計上の対象外
- ※3 施工期間(施工に必要な実日数+雨休率を見込んだ不稼働日数+その他の不稼働日数)

以上